

重要

平成27年4月1日以降分の賃金総額の報告については

消費税額を除いた請負金額で算定することに

なりました！

平成27年4月1日以降に有期事業(一括有期事業を除く)の賃金総額を算定する場合には、請負金額から消費税額分を除いたものに、改定後の労務比率を掛けて算定してください。

<平成27年4月1日以降の算定方法>

消費税を除く請負金額 × 改定後の労務比率 = 賃金総額

様式第7号(第34条関係)(甲)

労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業) form with callouts: '請負金額の税抜価格を記入します', '事業ごとに労務比率が異なりますので、名称欄はわかりやすく記載してください'

労働保険等一括有期事業総括表 算定基礎資金等の報告 form with callout: '従業員数を忘れずに記載してください'

従業員を雇入する際は 雇用保険手続きを忘れずに！



4月以降に従業員を雇い入れする予定である事業主の皆様は、

雇入次第、お早目に商工会にてお手続きしてください。

雇入手続の際に必要な書類等

・雇入通知書	・出勤簿(又はタイムカード) ※季節雇用の場合のみ	・従業員のマイナンバー
--------	------------------------------	-------------

雇入通知書の様式は当会にありますので、ご入り用の際は当会にお問い合わせください。

※ 平成28年1月1日以降は、雇用保険関係の届出書等に個人番号を記載して提出することとなっております。

年末調整などを行う際にも、従業員のマイナンバーを記載する必要がありますので、雇入後に、本人確認(従業員の個人番号の確認と身元(実在)確認)を行ってください。

なお、当会で雇用保険の手続きを行う際、従業員のマイナンバーカードの提示は不要です。必要書類をご持参の上、番号を事務担当者にお伝えください。